

**4 不要になった個人情報、個人情報管理責任者のもとで適正に廃棄するものとする。**

**(提供)**

**第7条 保有する個人情報は、次に掲げるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。**

**(1)法令に基づく場合**

**(2)生命、身体または財産の保護のために必要な場合**

**(3)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合**